

価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	港湾関連技術基準策定に係る各種業務・調査
対象国・地域又は類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

2018年、ベトナムにおいて交付された「2030年までの同国海洋経済の持続可能な発展戦略及び2045年までのビジョンに関する共産党中央執行委員会決議」において、海洋経済産業、沿海地域の経済規模の発展を目標として掲げている。同国では、急速な経済成長及び国内市場の拡大に伴い増大した貨物需要に見合う港湾整備が不可欠であり、加えて国際的な物流拠点として深水港を整備する必要性が大きい。同時に、同国政府は港湾整備を民間投資もしくはPPP方式で行い、公共投資の抑制方針を示している。これらの背景により、同国では2030年に向けて港湾開発・整備が引き続き活発に進められること、それら事業の一部もしくは全てが同国政府の直接管理下では行われない可能性があることが想定される。

我が国は、2011年より国土交通省、国土技術政策総合研究所主導の下、我が国の港湾分野における技術基準類の発展途上国等への国際展開を推進するため、ベトナムを事例として我が国技術基準のベトナム国家基準への反映に向けた取

り組みを行ってきている。2022年6月現在、既に全13分野中8分野における基準策定及び国家基準としての発行が完了している。今後は残る5分野における基準策定と国家基準化、加えて国家基準化された技術基準の普及・利用促進、更にはASEAN内における本取組成果の発信が求められている。今般、ベトナム政府は、これら背景に基づき、港湾技術基準と関連ガイドラインの策定及び普及による、同国の港湾開発適切化を目的とした事業の実施を我が国に要請した。

本詳細計画策定調査では、日越双方の関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理しつつ、ベトナムにおける港湾技術基準策定に係る最新状況、今後の策定・普及の見通しと課題を確認・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、事業実施に係る合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022年7月中旬～2022年7月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ベトナム側関係機関（C/P 機関である海運総局（VINAMARINE）等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ② プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。
- ④ ベトナム側関係機関との協議に参加する。

(2) 現地業務期間（2022年7月下旬～2022年8月中旬）

- ① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連各組織の現状を分析する。
 - (a) 関連各組織の所掌業務に関する文献をアップデートする。
 - (b) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。

- (c) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について情報収集する。
 - (d) 港湾分野（特に技術基準策定に係る分野）における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
 - イ) 関連各組織間の役割分担を把握する。
 - ウ) 港湾技術基準策定・国家基準化の最新状況及び今後の見通しについて情報収集する。
 - エ) 自然条件調査等現地再委託が必要な活動が想定される場合、請け負い可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
 - ④ 今後の港湾技術基準策定方針につき提案する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 実施機関の能力を勘案し、策定に係る手順・スケジュール案を検討・提案する。
 - イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）の案を検討・提案する。
 - ウ) 技術基準策定に係る課題と対処案を検討・提案する。
 - ⑤ プロジェクトの活動及び投入について検討・提案する。具体的には以下のとおり。
 - ア) プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。
 - イ) ベトナム側からの意見について、技術基準策定の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
 - ウ) 本体事業を実施するに当たって必要な人員の投入につき、各人員が担うべき担当分野、業務内容、投入期間等を提案する。
 - エ) 本体事業を実施するに当たって必要な資機材の投入につき、想定される資機材とその機能、予算等を確認し、提案する。
 - ⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案の作成に協力する。
 - ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ベトナム事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2022 年 8 月中旬～2022 年 8 月下旬）
- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
 - ② PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案及び M/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。
 - ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年8月22日(月)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「Ⅸ. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年7月22日～8月11日(21日間)を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

なお、現時点でベトナム入国時の隔離は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 技術基準策定(本コンサルタント)

エ) 技術基準普及(JICA が別途契約するコンサルタント)

オ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

カ) 直営専門家 (JICA が別途契約する人材)

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上：あり (必要に応じて手配)

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「ベトナム国 港湾管理制度改革プロジェクト終了時評価調査報告書」
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000248836>

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとと

もに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上